

# 燃料油価格変動調整金について

平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

ご周知の通り、度重なる燃料油の高騰により、その燃料負担の増加から経営上大きな影響を受けております。

つきましては誠に恐縮ではございますが、当社では2019年3月1日ご乗船分から旅客運賃・自動車航送運賃・特殊手荷物運賃に「燃料油価格変動調整金」(以下、燃料調整金)制度を導入させて頂くこととなりました。

何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後もより一層の安全運航とサービス向上に努めてまいりますので、皆様の変わらぬご愛顧を重ねてお願い申し上げます。

(1)燃料油価格(A重油価格)が60,000円/kℓ以上となった場合、高騰幅10,000円/kℓ毎に下記調整金を運賃に別途加算させていただきます。

※燃料油価格変動調整金は、各種割引対象外とさせていただきます。

## 2019年3月1日～3月31日までの加算額(第3段階適用)

段階	A重油価格 (1kℓあたりの価格)	燃料油価格調整金(運賃に別途加算)					
		旅客	乗用車・トラック・バス				二輪車
			～6m 未満	6m～9m 未満	9m～12m 未満	12m以上	
基準値	～ 59,999円						
第1段階	60,000円 ～ 69,999円	10	50	100	150	150	20
第2段階	70,000円 ～ 79,999円	20	100	200	300	300	40
第3段階	80,000円 ～ 89,999円	30	150	300	450	450	60
第4段階	90,000円 ～ 99,999円	40	200	400	600	600	80
以降	10,000円/kℓを超える毎に調整金を1段階ずつ増す						

(2)適用する段階につきましては、「A重油価格(大型ローリー)九州及び沖縄」にもとづき、四半期ごとに見直しを行います。

※「A重油価格(大型ローリー)九州及び沖縄」とは、経済産業省資源エネルギー庁が公表している価格です。